新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し授業料免除申請を行った方へ

授業料免除の審査結果については、学務システム（UTAS）の「学生情報」を参照し、各自ご確認くださるようお願いいたします。８月中旬になっても結果が表示されない場合は、教養学部等学生支援課奨学資金チームまでお問い合わせください。

半額免除許可者及び不許可者は９月２８日（月）が引き落し日になっています。
授業料の口座引き落し加入者は、９月２５日（金）１５時までに引落口座への入金をお願いいたします。未加入者については、後日経理課から請求書を送付しますので、それにより納付願います。

前期・後期同時申請を行った後に、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した者を対象とした授業料免除申請（前期分のみ受付）を行った者は、後期の授業料免除申請が無効になっています。後期の授業料免除を希望する場合は新規申請を行ってください。
また、後期の申請においても、新型コロナウイルス感染症による家計急変者を対象とした提出物が定められています。ホームページで対象要件を確認し、該当すると思われる場合は、指定の様式を提出してください。
（授業料免除 HP の「〇共通様式」よりダウンロード可）。

授業料免除に関する問合せ先
教養学部等学生支援課奨学資金チーム
TEL　03-5454-6075, 6076

授業料納付に関する問合せ先
所属する各学部・研究科の教務課